

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2524号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

閑話休題

ドラマには必ず主人公があり、その他に、取り巻く人々、ただ通りすぎる人々などが、その盛り立て役として描かれるのが定石である。人の心を掴むのは、主人公の魅力次第。姿形などを通り越して(役の器としての意味はあっても)その生き方がいかに見事にドラマチックであり、人々の心を動かすことができるか。ドラマが評判になるか。静かに萎んで、ただ終わってしまっか、主人公の在り方は全てを左右してしまう。

「独眼流政宗」「八代将軍吉宗」「漫つくし」「けものみち」「憲法はまだか」その他高視聴率のテレビ番組や「善人の条件」「真珠の首飾り」など映画や舞台の脚本家であり演出家であり小説家でもあるジエームス・三



望 公 太

主人公と通行人

千葉市女性センター名誉館長
NHK番組キャスター

加賀美 幸子

木さんと最近対談したとき、魅力的な主人公の条件とは何かを語って下さり、当方、目から鱗の思いがした。劣等感をどれだけ持っているか、それがどんなに深い劣等感であるか、いずれにしても劣等感を多く深く持っている人は主人公にはなれない。

い。時代劇であれ、現代劇であれ、劣等感が主人公の条件とのこと。そのことで悩み苦しみぬき、でもそれを乗り越えていく...どう乗り越えるか。その人間性に人々は共感し、同時に励まされる。ドラマは人々の共

感が無ければ成功しないという。劣等感こそ人間を美しくさせる要因であることは、言わずもがな、日常においても同じではないだろうか。劣等感の諸々の原因はどうするか、劣等感を補ったり転換したり、負けないで補ったり転換したりしてプラスに変えていく、又、苦心して考えたり行動するそのこと自体も又、人間としての深い魅力に繋がるものと強く信じている。

「劣等感がなかったり、あつてもトライせず、やっかいなこととはしたくないと通り過ぎる人...それはドラマの中でもただの通行人にすぎない」と三木さんは仰る。観客はなくとも、大事な自らの人生の舞台では、常に主人公でありたいものである。

もくじ

政 策	義務教育費の負担の在り方で山本全国町村会長が意見	(2)
フォーラム	虫夢とくろ昆虫の家 = 北海道常呂町	(6)
情 報	新任都道府県町村会長の略歴(岩手県・和歌山県)	(9)
随 想	小さな町の大きな国際交流	香川県多度津町長 小國 宏.....(11)
情 報	政策レーダー	(12)



山本全国町村会長

義務教育費の負担の在り方で 山本全国町村会長が意見

中 教 審 義務教特別部会

義務教育のあり方を審議している中央教育審議会（文部科学大臣の諮問機関）の義務教育特別部会（部会長・鳥居泰彦中教審会長）は、5月中旬から義務教育費に係る費用負担の在り方に関する議論に入った。

同部会の委員に就任している、山本文男全国町村会長（福岡県添田町長）は、5月25日の第12回及び同31日の第15回の部会に参加した。山本会長からは、義務教育の根幹を維持し国が責務を果たすため、国庫負担制度が必要不可欠であるとは思えないとし、平成16年5月に前の中教審がまとめた「中間報告」の内容について反論した。

また、国庫補助金である公立文教施設整備費については、一般財源化により地方の裁量を高めることが地域の実情にあった施設整備につながると主張した。

義務教育特別部会は、6月末頃「中間報告」を取りまとめる予定となっている。

第12回及び第15回部会における山本会長の発言概要は次の通り。

第12回部会（5月25日）における 山本全国町村会長発言概要

「意見を申し上げる前に確認したい。私は（この部会に）地方団体の代表として参加しているつもりだ。しかし、この部会では学識経験者ということらしい。」

今日は地方三団体からの意見聴取ということだが、どういうことなのか。私がかねてから申し上げているように、地方団体の代表ということと理解していいのかどうか、最初に申し上げておく。

知事会の石井（岡山県）知事や市長会の増田（高松）市長から意見が既に述べられたが、地方の意見に大差はない。

私は「義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する」（平成16年11月26日政府・与党合意）という考え方には異存はない。

「根幹」である「教育の機会均等」「教育水準の確保」「無償制」を維持するために、国がきちんと対応することは重要だ。何もかも地方がやるべきだなどと言っているわけではない。役割分担をきちんと決めて進めるべきだと考えている。

具体的な例を挙げれば、「標準法」により、学級規模を明示することや、「学習指導要領」により、教育課程の基準を定めること、また「教科書検定制」や「教員免許制度」を実施・運用すること、等は、国の責任で行うものであり否定するものではない。

しかし、このような義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を果たすために、国庫負担制度が必要不可欠であるとは思えない。既に前審議会時に、「初等中等教育分科会・教育行財政部会の作業部会」が「義務教育費に係る経費負担の在り方について」と題する「中間報告」を出されている（平成16年5月25日）。

そこでは、6つの理由を挙げて、「義務教育費国庫負担金は一般財源化すべきでなく、国庫負担制度の根幹は堅持していく必要がある」と主張べられている。それぞれの理由について理解しがたい点が多いので、整理の便宜上、中間報告に即して意見を申し上げる。

1、まず中間報告では、国庫負担金を一般財源化すれば、「国民教育として必要な内容と水準を国の責任において確保することができなくなり、

活 動

国の責任放棄となる」としている。

しかし、教育は「自治事務」であり、国の責任は既に述べたように「必要な内容と水準」の大枠を示すこと（学習指導要領等）にある。その大枠のもとで、地方は、夫々の実情に即し、創意工夫をこらして目標達成に努めるというのが本来の姿。国は、もっと「現場裁量」を認めるべきであり、そのことが教職員一人一人の使命感を高めることにつながると思う。

また、国庫負担金算定に係る関与や検査は、地方に多大の事務負担を与えているばかりでなく、むしろ、地域の実情を無視した硬直的・画一的な教育という弊害をもたらしているのではないか。

負担金を一般財源化し、これまでのような負担金算定に係る関与や検査を止めて、「現場裁量」を重視していくことが「国の責任放棄」になるとは思えない。

2、次に、中間報告では、「無償制を財源面から下支えする制度が廃止されることにより、学校経費の安易な保護者への転嫁など、憲法が求める無償制に反する事態を招く。」としているが、

我々は、国による財源保障を廃止せよと言っているのではない。国庫負担金を廃止する場合には、当然に代替措置（税源移譲、交付税措置）を講じることが前提である。現在でも、国庫負担金を除く一般財源所要額は、基準財政需要額に算入され財

源保障がなされている。このような措置がなされれば、「無償制に反する事態を招く」ようなことはない。

3、次に、中間報告では、「教職員の給与に充てる財源の不足をきたし、必要な教職員の確保が困難となる。」としているが、私は義務教育費というものは、全ての予算に最優先すべきものだと思っている。したがって、指摘されているような事態は起こりえないと思っている。

税源移譲を行い、基準財政需要額に算入することにより、一般財源という形で財源保障は行われることになる。地方の裁量幅が広がることにはなるが、必要な教職員は当然確保しなければならぬ。お願い申し上げたいが、地方をもっと信用してもらいたい。地方がやるというならやらせるといふ考え方が重要だ。

4、次に、中間報告では、「義務教育に地域間格差が生じる」としているが、地方交付税の財源保障・財源調整機能が維持され、所要額が確保される限り、対応出来ると思っている。離島等などの小規模学校については、どうしても心配だといふのであれば、そのような特定地域に限っては、特別な財政措置を講じてもいいのではないか。

5、次に、中間報告では、「義務教育費を安定的に確保できなくなり、義務教育の水準が不安定化する。」としているが、

財源不足の影響を受けるのは、国も地方も同様である。このような財源不足になっても最優先で義務教育費は確保すべきだと思っている。先ほど申し上げたように負担金のほうが確保しやすく、地財折衝で交付税を確保することのほうが困難という意味なのか、よく分からない。

義務教育は国家の最も重要な仕事であり、一般財源化された場合であっても財政が厳しいからといって教育費を教育水準の低下をもたらす程にまで切りつめ、あるいは、他の施策に充当するような首長はいないと思っている。

6、最後に、中間報告では、「一般財源から支出する義務的経費の比率が高まり、地方財政の硬直化を招く。」としているが、

その意味がよくわからない。一般財源化することにより、分子（教育費）も増えるが、分母（税、交付税）も増えることになり、一方的に硬直化が進むとは思えない。

7、以上、縷々申し上げたが、要は国は義務教育制度の根幹に責任を果たすという役割に徹すること。

そして、国庫負担金は一般財源化して地方にまかせ、ゆくゆくは、変則的な県費負担教職員制度を廃止していくこと。

また、教育委員会制度を抜本的に見直し、上意下達を止め、「現場裁量」を重視するようにしていくことが肝要と考えている。

質 疑 応 答

出席委員

・交付税制度は大きな問題を抱えており、三位一体改革の本丸は交付税制度の改革にあると思っている。現在の地方交付税制度をどう考えているのか。

・教員の人事権を市町村に移すことには賛成だが、給与負担の問題をどう考えるのか。

・一般財源化が進んで教育内容がよくなるという保障はない。

・教育は自治事務という話があったが、自治事務ならば健康保険や介護保険をなぜやらないのか教えて頂きたい。

山本会長

・地方交付税は地方財政計画で決まる。一般財源化すると削減されてやれなくなるという心配をされているようであるが、義務教育は全てに優先するものであり、地方交付税の心配をする前に今の教育をどうすればいいかという議論をすべき。

・それから、自治事務というならば医療保険も介護保険もみるべきだと言ったが、小中学校の子供たちから負担金を取るということと同じだ。そのような馬鹿な議論をここでするのは思いもよらなかった。

・医療保険や介護保険と同じ認識で義務教育論をやるといふのはもつてのほかだと思ふ。皮肉を込めた言い方には納得できない。

・地方に移した場合にやっていけるかという点については、私の町の教職員の人員費は9億2、3千万円

だ。その他の教育費については、2億円計上しているが国の負担は159万円だ。残りは全て町の自己負担になっている。

・校舎の改築などについては常に主張しているように地方に移し地方の裁量で改築できるようにしなければならないと、改革案の中に入れていく。

**第15回部会(5月31日)における
山本全国町村会長発言概要**

公立文教施設整備費について申し上げる。

1、一般的に申し上げて、全国の市町村で毎年、経常的に行われるような施設整備については、国庫補助制度を止めて一般財源化した方が、より効率的でしかも地域のニーズに合った施設整備が可能になると思う。

2、本日のテーマである「公立文教施設」も、このような性質の施設であり、結論から先に申し上げれば、国庫補助金を税源移譲の対象とし、一般財源化していただきたいと考える。

3、文教施設に限ったことではないが、国庫補助金の存在が、地域の必要度・優先度に応じて計画的に施設を整備する「ことを、かえって妨げているのではないか。

4、「補助金が付けば予算は確保できる」と思っている現場の方々にとっては、一般財源化となれば、予算確保のために、これまでとは違った

努力や説明を要することになる。

しかし、そのことが真に地域にとって必要な文教施設の計画的な整備に結びつくこととなるのではないか。

例えば、県内事情によって耐震化が後順位になっている学校でも、その市町村にとって緊急なものと認められれば、すぐに整備に着手することができ。

5、そして、何よりも、これまでの補助金確保のための煩瑣な事務手続が不要となるばかりでなく、全国一律・画一的な補助基準に拠ることなく、地域の実情にあつた施設整備を進めることができる。

例えば、学校改築に当たって「解体を予定している建物について、わざわざ経費をかけて耐久度調査を行う」というようなことはしなくて済むであろう。

また、空き教室なども、地域のニーズに応じて自由に利用・転用できるようにするのはではないか。

6、以上、申し上げてきたように、文教施設補助金の一般財源化は、地方の裁量度を高め、自主性を拡大することににつながるにもかかわらず、17年度に実現を見なかつたことは遺憾であり、残念である。その理由として論ぜられてきた何点かについて見解を申し上げておく。

その一つは、この補助金の財源が建設国債であることから、税源移譲の対象とならないという考え方である。この点については、建設国債の

償還も国税で行われるので、「移譲すべき税源がない」ということにはならないと考える。具体的な移譲額や移譲方法は技術的な問題であり、総務省・財務省間で検討していただけではないか。

また、施設整備は、一度に多額の財源を必要とするので、財政力の乏しい市町村では、施設整備ができないのではないかと懸念である。

この点については、地方債を起し、償還財源を交付税で措置すれば、対応できると考える。この措置は批判のある政策誘導的な措置ではなく、いわば減価償却的な措置であり、また、税源移譲分は、そこから差し引かれるのは当然である。

さらに、一般財源化すれば、文教施設整備に当てられる財源が他の施策に廻ってしまわないかという懸念である。

私は、およそ、首長の中で、教育を軽視するよう者はいないと思つている。「補助金が付いたから予算をつけてくれ」というような安易なやり方は、通用しなくなる一方、現場の教育関係者が真剣に取り組み、「補助金待ち」のときよりも、一層、地域の実情に即した文教施設整備が進むものと確信している。

**義務教育費国庫負担問題
における全国町村会の議論
について**

過日(5月25日)、吾妻委員から、義務教育費国庫負担問題について、「知事会や市長会の内部での議論の様子

はわかったが、町村会ではどのような議論がなされたのか」というような発言があつたので、全国町村会の議論の経緯を説明させていただく。

はじめに申し上げておくが、「税源移譲は3兆円規模を目指す」というのは、政府が閣議決定したのであり、「その前提として」、私もは、政府から「国庫補助負担金改革の具体案をとりまとめるよう」要請を受けて、改革案をまとめた。そのところは、しっかりと理解していただきたい。

具体的には、政府から昨年の6月9日に「8月20日までに改革案をまとめて欲しい」と言われた。このような短期間に、しかも平成16年度予算ベースで2兆4千億円にもぼる国庫補助負担金の中から、改革案をまとめることができたのは、地方分権を進めるためには、何よりも地方税財源を充実させなければならぬということと、そして、三位一体の改革が国の財政再建を優先し、地方への負担転嫁を図るようなものであつてはならないという共通認識が、我々関係者の中にあつたからだと思つている。

全国町村会でも、このような認識のもとに、まず、7月8日の常任理事会及び理事会(都道府県町村会長会議)で、「国庫補助負担金改革の具体案づくりに向けての取組み方針」を決定した。

その内容を簡単に申し上げれば、一定の基準に該当する補助負担金は検討対象から除外するとしたこ

活 動

と。例えば、「生活保護費負担金のように、格差なく国による統一的な措置が望まれるもの」とか、「電源立地地域対策交付金のように国家補償的なもの」とか「災害復旧のように臨時巨額の財政負担を要するもの」等である。

次に、17年度、18年度で改革すべき総額は、政府が求めている「3兆円規模」を目安とすることにした。よく「数字あわせ」という批判を受けるが、おおよそ「数字」のない目標額などありえないのではないだろうか。

次に、検討に当たっては、補助負担金がどこの省庁の所管に属するかに関係なく、あくまでも「補助負担金の性格」に従って、「一般財源化(税源移譲)」にふさわしいものかどうかを判断することにした。このため、奨励的補助金(地方財政法16条)を先行して検討し、次いで負担金の検討を行った。

また、その中では、経常的なものを先行して検討し、次いで投資的なものを検討するというにした。その後、この方針に基づいて作業を進め、最終的には、7月30日に常任理事会を開いて、全国町村会としての原案的なものをとりまとめた。

それまでの間、当然いろいろな意見が出され、いろいろな議論があったが、「ここでは、義務教育国庫負担金に関する議論のみを申し上げる。結論的に言えば、実際に教職員給与を負担している都道府県の意向を尊重すべきだが、この負担金は、一般財源化に馴染むものであり、税源

移譲の対象とすべきであるということであった。

こうした考え方に、異論が出なかったのは、給与本体の周辺部分(例えば、恩給費、共済長期給付)がなしくずしに一般財源化され、さらに16年度には退職手当や児童手当も一般財源化の対象となっていく。なぜ、給与の本体のしかもその1/2だけが一般財源化できないのか、都道府県が負担している1/2は交付税で財源保障されているので、残り1/2も交付税で同じように財源保障されれば問題ないのではないかという思いを皆が持っていたからだと思う。

ただ、小中学校費(2兆5千億円)を一度に一般財源化すると目標額(3兆円)との関係からも、他の補助負担金の一般財源化ができなくなるので、第一期改革(17・18年度)では、中高一貫教育が進められているので、まず、中学校費を対象とすべきだということになった。

このような議論の中で、特に印象に残っているのは、「一般財源化されて、中山間地や離島の小規模の学校は大丈夫なのか」という懸念だった。私は、過日も申し上げた通り、地方交付税の財源保障・財政調整機能が維持され、所要額が確保される限り、対応できると思っており、都道府県を信用してもいいと思うが、どうしても心配だというのであれば、そのような特定地域に限っては、特別な措置を講じてもいいのではないかと思う。

さらに、教育に關してもっと権限・財源を市町村に下ろすべきだという意見も多く出された。教育委員会制度は、改革すべきであり、また、今直ちに、ということにはならないとしても、変則的な「県費負担教職員制度」は改めていくべきだ。

このようにして、全国町村会としての原案を、まとめ、全国町村議会議長会と情報交換をし、さらに全国市長会、全国知事会との間で調整を行って統一案をつくり、それを各団体がそれぞれ機関決定(全国町村会の場合は、8月17日)して、政府の要請期限内に地方案としてとりまとめたものだ。

関連して最後に、一言、申し上げておきたい。我々が、地方案をまとめる過程でも、また、政府に提出した後でも、各省庁はじめ各方面から様々な批判や、あるいは、妨害、いやがらせと思われるような「圧力」を受けてきた。その中で、看過できないのは、義務教育負担金について言えば、「教育論なき数字合わせにすぎない」という批判である。鳥居部会長もそのような発言を記者会見でなされたような記憶もあるが、思い違いならご容赦願いたい。ただ、政府が「3兆円規模」という目標額を示している以上それに応じた「数字」を作ることは当然ではないだろうか。

また、我々は、今後、義務教育を進めていく上で、教職員給与の財源保障をこれまで通り、「1/2を国庫負担とし、1/2を地方交付税で負担する」方がいいのか、あるいは

「国庫負担金を税源移譲し、財源保障を地方税、地方交付税という一般財源で行う」方がいいのかという議論ならば、十分してきたと思っている。先日、石井委員(岡山県知事)や増田委員(高松市長)からも詳しくお話があった通りだ。

しかしながら、このような議論が、「教育論」ではないと言われるのなら、国庫負担金の在り方を論ずる前提となる「教育論」とは一体、どのようなものなのか。鳥居部会長からご意見を賜りたい。

質 疑 応 答

出席委員

小中学校の校舎の耐震化の取組状況についてお聞かせ願いたい。

山本会長

現在、学校を建て替えるときには、耐震性の調査を行い、その結果で補助金を出すという仕組みになっている。

古い学校の耐震性が弱いことは判っていることである。一般財源化をすれば起債によって耐震調査を行わなくてもすぐに建て替えることができる。その方が経費の節約にもなり、十分に耐震力のある建物に早く建て替えることができる。

町内には、8校の小中学校があるが、すべて耐震調査は終えている。最近、我々の所でも地震が発生したが、まず最初に学校がどうなっているのか職員に調べさせた。幸い異常はなかったが、学校の建物に対しては十分留意している。

平成16年度地域づくり総務大臣表彰
「地域振興部門」受賞

現地レポート

一人の思いが地域の大きな流れに

NPO自然体験村

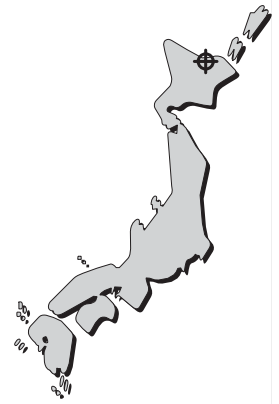
むーむー

虫夢ところ昆虫の家

カヌーで自然体験



五右衛門風呂で笑顔



北海道

とこ ちよう 常呂町

▼夢の場所へ

北海道の東部に位置する常呂町は、オホーツク海とサロマ湖とを擁する夢の場所である。

人口、およそ5千人。女満別空港からは50分ほどの、四季の彩りが豊かな、美しい町である。

サロマ湖は、ホタテ養殖の発祥の地である。オホーツクは、国内有数の豊かな漁場であるが、その基幹をなすホタテ漁業は、サロマ湖を揺りかごとして育てられる健全な種苗が原点となる。その品質の高さと生産力ゆえに、「ホタテ王国」とも称される常呂の漁業は、生態系漁業という21世紀の漁業のパラダイムを構想し続ける、漁業者の誇りに負うところが大きい。

オホーツクとサロマ湖とを隔てる20km余の砂州上に広がるワツカ原生花園は、日本最大の海岸草原である。3百種を超える植生の多様性と群落のスケールの大きさと、奇跡の生態系と評される。このかけがえのな



フォーラム

虫夢とこる昆虫の家全景



い大自然を、より良い状態で後世へと引き継ぐべく、平成3年に花園を巡る町道を廃止し、すべての車両の通行を規制した。町民の総意であった。サロマ湖を見下ろす小高い森に、「とこる遺跡の森」が広がる。国の指定史跡である「常呂遺跡」の発見を契機に、東京大学の研究施設が設置され、教授をはじめとする研究者が常駐する。まもなく半世紀を迎える。旧石器時代から縄文、続縄文、擦文を経て、オホーツク文化期、アイヌ文化期までの多様な遺跡群が数多く存在する。北方文化研究の重要な拠点である。

かつて司馬遼太郎は、「採集のくらしの時代、常呂は世界一のいい場所だったのではないか」「オホーツク街道」(街道をゆく38)と記した。2万年を超える、はるかなる人々の営みのフィールドが、私たちのふるさとである。

▼吉野小学校の閉校

昭和40年前後を境に、日本は高度成長期に入る。全国各地の農村漁村地域では人口の流出が続ぎ、深刻な過疎問題に直面する。

常呂町も例外ではない。オホーツク海に面した常呂町の市街地から、25kmほど離れた山あい、かつてハツカ栽培などで栄えた入植地があった。四国地方の出身者が多く、吉野川への愛着から「吉野」と名づけられた地区である。

吉野小学校の児童数は最盛期には64人を数えたが、昭和50年には2

となり、翌年3月の卒業式をもって、57年の歴史に幕を閉じる。

過疎化の荒波は、校庭のカラマツ林に響き渡る子どもたちの歓声を奪い去った。

その後校舎は、養豚場に姿を変えた時期があったもののまもなく閉鎖され、放置される。

▼見果てぬ夢の先に

一人の男の登場である。

滝沢始。当時、65歳。

長野県に生を受けた滝沢は、幼少時に父をなくし苦労を重ねたという。子どもの時に、子どもらしい遊びができる環境に恵まれることのないままに育ち、やがて戦時下に。終戦後、自衛官として勤務し、退職後に学校図書などを扱う会社に勤めた。

退職したら、子どものころに戻って、大自然と子どもたちを相手に暮らしたい。自然児に帰りたい。友人によると、早くからそうした自分の夢にふさわしい場所を探し歩いていたという。

平成元年の春、滝沢は旧吉野小学校の校舎を買取った。小川にザリガニを追い、裏山にクワガタを探し、流れる雲に夢想する…。吉野の自然は、滝沢にとつての夢の場所であった。

その日から、滝沢の「夢を形へと変える」ための、たった独りの作業が始まる。あばら家と化していた校舎の修繕、雑草に覆われたグラウンドの整備、教室のひとつにオガクズを敷き詰めたカプトムシヤクワガタ

の飼育室づくり、校庭には池を。滝沢の夢への挑戦が続く。

よその町からやってきた、少年の目を持つ滝沢の挑戦に、地域がざわめく。他人の力を当てにすることのない滝沢の行動力と、そのあまりにも実直な人柄に、「自然に手伝ってあげたくなるような」オーラがあった。

滝沢の夢が、地域に伝播(でんぱ)する。

情報の発信力において極めて秀逸な、NPO自然体験村のホームページは、こう記す。

「一人の男が、子どもたちに夢を与えるために、廃校を買った/平成元年の出来事だった/荒れ果てた学校を、毎日一人でコツコツと/子どもたちが笑顔で駆け回る、そんな日を思い浮かべながら/昆虫の家創始者/滝沢始さん/一人の思いが実を結び、地域の大きな流れとなった/地域のみんなの力で、子どもたちの笑顔がいつばいの施設へと、変貌を遂げていった/すべては、地域の人々が手弁当で駆けつけたの作業であった」

だが、「それは突然やってきた/平成3年秋/昆虫の家創始者/滝沢始氏/昆虫の家に死去」

▼虫けらたちの夢

滝沢の急逝後、地域の人々はその遺志を継ぐことを決めた。滝沢の生きざまを、この場所の主人公である子どもたちの笑顔を、そして自分自身の自然児への帰郷の夢を、幾度も確かめ合いながら下した結論であった。

フォーラム

オホーツクの大自然を満喫



こうして、平成4年の春、「虫夢(むむむ)」とこの昆虫の家」が設立された。「虫夢」は、虫けらたちの夢を意味するという。虫けらたちの意志は、どこまでも重い。

滝沢の他界から10年の歳月が流れた年に、NPO自然体験村「虫夢とこの昆虫の家」として、NPO法人の認証を受けた。

あばら家同然だった校舎は、体育館が宿泊施設へと変身し、世界の蝶の標本展示館やカブトムシ飼育室、ニジマスの池、列車ホテル、キャビン付きのキャンプ場、ホタルの川などが、すべて手づくりで整備されている。

なによりも圧巻なのは、かつてはハツカの蒸留釜だった、露天の五右衛門風呂である。冬には降りしきる雪で温度を調整しながらの、晴天時には満天の星空を独り占めしながらの入浴は、なにも代えがたいごちそうである。

▼いきいきオホーツク体験村

夏休みの恒例事業が、13泊14日の「いきいきオホーツク体験村」である。

昨年の第5回体験村には、韓国からの2人をはじめ、沖縄県など全国各地から26人が参加した。小学4年生から中学3年生までの、自然見候補生たちである。「昆虫の家」には活動で生計を立てる、専属職員はいない。したがって、無償ボランティア・スタッフが、事業運営のすべてを担う。総勢50名の共同生活である。携帯電話は圏外、テレビゲームはない。ただし、子どもたちの様子

はほぼリアルタイムで、ホームページで確認できる。

プログラムは、昆虫採集や農業体験、オホーツクやサロマ湖でホタルとの出会いもある。カヌーを漕ぎ、手打ちそばをつくり、ホタルを観察し、川の中で水中生物を見つけ、復元した竪穴式住居で眠る。五右衛門風呂用のマキを切り出し、マサカリで断ち割る。16kmほどを歩く里山探索では、ヒグマの糞を発見したりするが、その後は温泉が待っている。

かつて吉野小学校で使われていたであろうグランドピアノから、韓国の音楽が流れている。子どもたちは、自分でしなければならぬことのすべてをこなし、日々輝きに満ちていく。

「失敗を恐れるな。失敗を生かして、次にうまくやればいいんだから」「五感を磨け」「人の話はきちんと聞け」などなど、スタッフのパワフルな声が響く。叱るときには叱る、笑うときには笑う、ほめるときには全身でほめる。かつての地域は、誰の子どもであっても容赦をしない、そんな怖いおじさんやおばさんたちで、路地裏にはたたくさんの真情があふれていた。私たちの時代は、どこに大きな忘れ物をしてしまったのだろうか。

▼総務大臣表彰など

昨年、NPO自然体験村は地域づくり総務大臣表彰など、いくつもの大きな賞に輝いた。しかし、リーダーたちにはおごりはない。

事業の後の酒宴で、「青少年と中堅世代とお年寄りの三世代が、協働できるようなコミュニケーションハウスを建てないか」などという、虫けらたちの夢物語が、熱く語られるだけである。

NPOを支える会員は、およそ四百人。全国各地の「昆虫の家」の賛同者が、一口五千円の年会費を支える。しかし、施設の環境整備をはじめ、週末ごとの自然体験事業、ホームページの更新、そしてNPO組織の舞台回しなど、現地で汗を流すボランティア・スタッフの数は、決して十分とはいえない。

ただ、どんなに困難な状況にあっても、いつも笑顔を決やさないリーダーたちの姿からは、かつての滝沢の「自然に手伝ってあげたくなるような」オーラを発しつつあるように思われる。企業の社会貢献活動の申し出も増えていると聞く。団塊の世代の出番も近い。

常呂町は、来年三月に合併が予定されている。常呂町という自治体の名称が消える。

しかし、かつて司馬遼太郎が「世界一のいい場所」と記した地域が、子どもたちにとっての「夢の場所」であり続けるためにも、虫けらたちの夢の重さに思いをはせる、そんな時間をこそ、大切にしていきたいものである。

満天の星空を仰ぎながら。

(企画財政課長 長谷川 京)

(お断り)本文中では、滝沢始さんの敬称を省略させていただきました。

情 報

新任都道府県町村会長の略歴

岩手県町村会は5月18日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

(5月23日付就任)

岩手県町村会長

二戸郡一戸町長

いなば あきら
稲葉 暉

昭和20年9月26日生



【住所】岩手県二戸郡一戸町鳥越字川

原田平七

【町長に当選するまでの経歴】昭和56年一戸町議会議員 60年一戸町長

【町長としての当選回数】5回

【町村会関係の経歴】平成7年岩手県町村会副会長

【主な業績】医療、保健、福祉、文化、商業施設が一体となった意識的な新市街地の形成 雪と温泉を活用した町営スキー場・温泉宿泊施設による観光の振興 構造改革特区を活用した全国初の株式会社(第三セクター)による特別養護老人ホームの経営 国有ブナ林の買い取りによる自治体トラストの先駆的取り組み 職員の意識改革の早朝塾の実施

【趣味】スポーツ、読書

【家族】妻・長女・母

和歌山県町村会は5月17日の定期総会で次のとおり会長を選出した。

(5月17日付就任)

和歌山県町村会長

日高郡みなべ町長

やまだ ごろう
山田 五良

昭和4年11月9日生



【住所】和歌山県日高郡みなべ町晩稲764・2

【町長に当選するまでの経歴】昭和25年上南部村役場 48年南部川村助役 56年南部川村長

【町長としての当選回数】7回

【町村会関係の経歴】平成2年和歌山県町村会評議員 4年日高郡町村会長 13年県町村会副会長

【主な業績】梅振興館設置(小泉首相視察来館)道の駅併設 全国梅産地サミット開催 鶴の湯温泉開設 農地開発優良梅園造成150ha 村民所得伸び率日本一達成(NHK TVデータマップ) むらおさ物語 発行 南部町南部川村合併協議会長 県内合併第1号

【趣味】カメラ

【家族】妻

市町村アカデミー 指定管理者制度セミナーを開催

市町村アカデミー(市町村職員中央研修所・嶋津昭学長)では、来る7月28、29の両日、「指定管理者制度」をテーマとして全国の市町村職員を対象に、初めての臨時セミナーを開催します。

指定管理者制度は、平成18年9月の移行期限を控え喫緊の課題となっており、自治体関係者の関心も高いことから、総務省自治行政局行政課の全面的な協力を得て、事前に参加者からの質問を受け付けるなど、実務に直結した研修を緊急に行うものであります。

なお、今後も、臨時セミナーとして、「防災特別セミナー(防災危機管理東日本ブロックラボ)」(消防庁、(財)消防科学総合センターとの共催)を8月2日・3日に、「市町村合併セミナー(仮称)」を9月21日・22日に、それぞれ予定しております。

「指定管理者制度セミナー」の内容は次のとおりです。

【7月28日(木)】

●「指定管理者制度について」

指定管理者制度導入の背景やこれまでの経緯など、指定管理者制度のポイントについて、指定管理者制度の導入に関する地方自治法の改正を当時総務省行政課長として担当された、久元喜造・大臣官房審議官から解説。

●「指定管理者制度の運用実務」現場からのQ&A

指定管理者制度の導入、運用に関する実務上のポイントについて、具体例に則したQ&A方式で、総務省行政課の吉川浩民・行政企画官から解説。さらに、参加者から事前に質問事項を受け付け、これらについても解説。

【7月29日(金)】

●「先進事例紹介」(レクチャー&フォーラム)

指定管理者制度の導入にかかる条例の制定、指定の手続き、運営上の留意点など具体的な取り組み状況について、積極的に同制度の導入に取り組んでいる上越市の笹井隆夫・監査委員事務局長(前行革推進室長)、市立港湾病院や磯子区民文化センターをはじめ早い段階から導入が進んでいる横浜市の小林一美・組織改革推進部長から、それぞれ事例を紹介。その後、参加者との意見交流を実施。

●「民間団体から見た導入と運営のポイント」

指定管理者の指定を受ける立場の視点から、導入に当たった課題、具体的な運営のポイント、導入に当たって行政に望むことなどについて、民間事例に詳しい三菱総合研究所の鎌形太郎・地域経営研究センター長から解説。

参加に当たっては、7月7日(木)

までに、郵送、FAXまたは電子メールで各市町村から市町村アカデミーに直接申し込んでください。(参加費・宿泊費、食費、図書資料費等を含め1人10,500円(概算))

【申込み・照会先】

市町村アカデミー・研修部

〒261 0025

千葉市美浜区浜田1丁目1番

電話 043(276)3126

FAX 043(276)5251

e-mail rinji@jamp.gr.jp

同研修所ホームページ

http://www.jamp.gr.jp

地域農政研修会のご案内

- 主 催 全国市町村農業農村振興対策協議会・全国町村会
- 日 時 7月21日(木)午後1時より 22日(金)正午まで
- 場 所 全国町村会館2階ホール
- 参加者 市町村長、農政担当者等
- 参加費 無料
- 申込み 各都道府県協議会事務局(各都道府県町村会事務局等)
- 問い合わせ 全国町村会経済農林部(電話03-3581-0485)



研修内容・講師等

「新たな食料・農業・農村基本計画について」

農林水産省大臣官房企画評価課長 今井 敏氏

食の安全に対する信頼の揺らぎ、農業の構造改革の立ち遅れなどの諸情勢の変化を踏まえ、今年3月、今後10年程度を見通した農政の指針として新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定された。この基本計画では、食料自給率の向上への取組、食の安全と消費者の信頼の確保、担い手の経営に着目した経営安定対策への転換や、担い手への農地の利用集積の促進、高品質な農産物の輸出などによる「攻めの農政」の展開などの政策の方向付けが行われている。

今回の新たな基本計画策定の責任者である今井課長から、策定の経緯や今後の方向についてご講演を頂く。

「食育教育の実践 食と農の現場を結ぶ」

NPOローカル・ジャンクション21代表 朝田くに子氏

朝田先生は、地域資源を活用した個性豊かな地域づくりをめざす各地の取組にコーディネイターとして関わられ、大量消費社会で食を育む農と人との関係が遠くなるにつれて、「食」が抱える課題が複雑化していると、生産の現場と、消費を中心とした都市の暮らしの双方を知る立場で、つくる側と食べる側が出会い、「食」を捉え直す場づくりを首都圏及び農村の双方で実践されている。

朝田先生には、食と農の互いの現場のすれ違い、思い違いを乗り越え、都市と農村が支えあう関係性の構築と、食を中心にいた地域づくりの可能性等についてご講演を頂く。

「発酵技術が日本を救う 農業・農産加工を通じて」

針塚農産代表・東京農業大学客員教授 針塚 藤重氏

針塚先生は、小麦と野菜の“混作農法”で農業に依存しない農業経営と、安全・安心な漬物の製造販売を展開されており、実践的研究を積み重ね、数多くのヒット商品を生

み出して、漬物業界における「針塚ブランド」を創出し、数多くの賞を受賞されている。また、常時、先端技術の開発情報をキャッチすると同時に類希な行動力をもってあらゆるイベントに参加し、消費者ニーズや市場動向の把握に取り組んでおられる。

針塚先生には、持論である「発酵技術が日本を救う」というお考えと、これまでの幅広い活動についてご講演を頂く。

「農地制度の改正と担い手対策について」

農林水産省経営局構造改善課長 今城 健晴氏

先般3月に改定された新基本計画に即し、担い手が農業の相当部分を担う望ましい農業構造の実現、自給率向上の観点から、全国で34万haに及ぶ耕作放棄地の発生防止・解消が急がれる。このため、6月に成立した農業経営基盤強化促進法では、集落営農を組織化・法人化するための農用地利用規程の充実、リース方式による株式会社の参入の促進、体系的耕作放棄地対策の構築が盛り込まれた。

今城課長には、その内容、現場での実践活動のあり方について、ご講演を頂く。

「農山漁村の再生 グリーンライフ時代に向けて」

熊本大学教授・九州ツーリズム大学学科長 佐藤 誠氏

農山漁村を理想の「暮らしのかたち」実現の舞台にし、都市等との連携により経済の地域垂直統合をはかることが課題だ。欧米ではアメニティ・ムーバーが田園回帰し、健康・美容のライフスタイル起業が勃興している。食・住・遊を「自給」するロシアのダーチャ(手作り住宅付き自家菜園)は面白い。欧米に学びアジアで習うは日本のお家芸だから、アジアのローカルメディスムも注目される。

佐藤先生には、熊本県の阿蘇や天草での実践者として、グリーンライフ時代の最新潮流についてご講演を頂く。

随 想

■ 小さな町の大きな国際交流



川 津 町 長 宏
香 港 小 国

随 想

「政冷経熱」―経済関係は順風満帆にありながら、政治情勢は冷え込むばかり、最近よく耳にする現在の日中関係を表す象徴的な言葉である。今春には、国連の常任理事国問題や教科書問題などに端を発し、若者を中心とした反日感情が高まり、中国国内の諸都市でデモが激化し、日中関係の悪化が懸念されているところである。私はこのような状況を憂い、心痛む思いを禁じえない。

1972年日中国交回復がなされて、過去の不幸な歴史から新たな友好の歴史が始まり、全国的に多くの自治体の日中友好交流に取り組んでいると聞いている。

当町では、私が平成3年町長に就任早々、友人の紹介により始めた上海市普陀区との暖かな友好交流が、今日まで継続的に行われている。それは、国際化時代といわ

れる中、地方にあっても外国の方々と接し、国際感覚を身につける機会を町民とともに共有したい、さらには次世代を担う若者にも早くから国際感覚を養い、逞しく成長してほしい、そのような気持ちを込めて始めた小さな事業であった。

普陀区は上海市の北西部にあり、人口は現在86万人、高層住宅やオフィスビルが建ち並ぶ大都会に今や発展している。このような区と小さな田舎町である多度津町が縁に結ばれ、友好交流を始めてはや13年が過ぎた。交流当初、人口規模も違い、文化や言語、生活様式、習慣が異なるお互いが、どのように理解しあい、友好を深めることができるのか大きな不安を抱えていたものだが、今となっては、それは杞憂であったようだ。ここを通わせたいと思ひ、相

手を理解しようとするれば、気持ちに通じるもの、自ずと表情やしぐさに表れてくる。自然に笑顔が溢れ、笑い声が起る。見て、聞いて、話して、触れることによって多くのことをこころと体に吸収できる。実際の自分自身の体験から、その国やそこで暮らす人に対する感覚や感情が湧き出してくることが大切なことだと感じている。

多くの町民にこのような機会を提供できていることは私の喜びとするところである。これまで普陀区からは20回代表団を迎え、当町からは、普陀区への友好の翼事業で、4回延べ500人近い方々が上海市をはじめ各都市を訪れ、市民・町民間での交流を行っている。また、上海市で2年に一度開催される国際花博覧会では、女性の皆さんに華道・茶道を通じて、日本文化の紹介も行っている。

さらに、大切なこととして7月の夏休みを利用して相互に30人ずつが訪問しあう中学生交流事業は、今年で10回を数えることとなる。柔軟な感性を持った若者がホームステイや様々な交流行事を通じて、お互いを認めあい、解りあおうとする姿は頼もしい限りである。将来お互いの国の礎となる彼らが、このような体験から一緒に刺激を受けて、国際感覚を養い、大きく広い視野を持った人間

に成長し、さらなる友好や平和に貢献できる人材に育ってほしいと願っている。

昨年の秋、私事を申し上げ心苦しく思うが、このような継続した取り組みが評価され、上海市人民政府から「白玉蘭記念賞」を授与される光栄に与った。この賞は上海市の経済や国際交流に功績のあった全世界の外国人を対象に贈られるもので、人的友好交流の功績が評価されることは数少なく、大変貴重なものなのである。

私は「春風以人接―春風を以て人に接する」を信条としている。春の風の如く、暖かく、爽やかに、ごく自然に、思いやりの心、素直な心を持って人々と接することが、何よりも大切であると思っている。そうすれば、自ずと心と心の会話が成り立ち、信頼感が生まれてくるものである。

国際化が進んだ今日、中国との関係ばかりでなく、諸外国と良好な関係を築いていく礎となるものは、地道でささやかな友好交流であり、このような積み重ねが真に大切であると感ずるこの頃である。市民・町民レベルでの交流がもつともつと拡大し、相互の理解を深め、信頼を増していく。その継続が真の友好と信頼に発展するといえよう。

政策リーダー

政策リーダー

平成17年版障害者白書発表

内閣府

内閣府は6月「平成17年版障害者白書」を発表した。

同白書によると、障害者数は身体障害者351・6万人(人口千人当たり28人)、知的障害者45・9万人(同4人)、精神障害者258・4万人(同21人)であり、およそ国民の5%が何らかの障害を有している。年齢階層別では65歳以上の者の割合は、身体障害者(60・2%)では、我が国の総人口における高齢化率の3倍と高いのに対し、知的障害者は2・8%と低く、精神障害者は(27・2%)は若干高い。障害別の在宅施設入所者の状況は施設入所者の割合は身体障害者5・4%、精神障害者13・4%に対して、知的障害者は28・3%となっており、特に知的障害者の施設入所の割合が高い。年金等の受給状況では身体障害者の6割程度が公的年金を受給し、2割程度が公的手当を受給している。知的障害者の8割程度は年金又は手当を受給している。精神障害者では、4分の1が障害年金を受給し、1割が障害年金以外の年金を受給している。なお、精神障害者のうち定期収入に給料が含まれる者は2割程度に止まり、定期収入のない者も2割弱いるなど、経済的に厳しい状況にあると報告されている。今後の障害保健福祉施策については、3障害のサービスや公費負担医療利用の仕組み等を一元的なものとするため現在、国会において障害者自立支援法案が審議されている。

全国森林環境・水源税創設促進連盟定期総会を開催

全国森林環境・水源税創設促進連盟(会長・岩田一郎・島根県奥出雲町長、会員・656市町村)は、5月26日に定期総会を開催した。

森林を守っていくべき山村地域の市町村は、過疎化、少子高齢化に悩み、加えて今日の危機的な財政状況から、今後とも森林を守っていくような状況にはない。このため、この連盟では、山村地域の市町村に唯一残された税財源として「森林のもつ公益的機能に対する新税」を創設し、森林地域の市町村の財源を確保することによって、森林を守っていくかなければならないという考えの下、水や二酸化炭素排出源を課税客体とし、全国民が負担をする国税による新たな財源「全国森林環境・水源税」を提唱、その創設を求めて活動を行っている。

定期総会では、衆議院議員の保利耕輔先生、全国森林環境・水源税創設促進議員連盟の板垣会長から来賓挨拶を頂戴したほか、連盟顧問で明海大学名誉教授の森巖夫先生からこの税の必要性や創設に向けたお話を頂戴した。

また、全国森林環境・水源税の創設、連盟に賛同する国会議員による連盟の発足を求める決議を採択した。

なお、当面は、現在議論されている環境税の動きも見守りつつ、国会議員による連盟の創設を最優先に、勉強会等も実施して、全国森林環境・水源税創設に向け、活動を行っていくこととなっている。

食料自給率向上へ行動計画を策定

国、地方公共団体や農業者団体、食品産業団体、消費者団体、学識経験者等で構成する食料自給率向上協議会は、このほど食料自給率の向上を目指す行動計画を策定した。

この計画は、自給率向上にむけて重点的に取り組むべき事項について関係者ごとに誰が、いつ、どのような取り組みを行うかを明確にするもので食料消費面と農業生産面の両面からそれぞれ重点的な取組事項ごとに取組内容及び目標を掲げている。

食料消費面では、まず、「食育の推進」として、食品の望ましい摂取量を示したフードガイドの策定とその普及活用、各団体の食育への取組計画を記述。また、「地産地消の推進」では、推進体制を整備し、本年度中に全国600地域で推進計画を策定するという目標を掲げている。「国産農産物の消費拡大」では、ごはん食の普及、米飯学校給食の推進、米加工品の開発・普及などに取り組む。「消費者の信頼確保」では、GAP(適正農業規範)やトレーサビリティ・システムのほか食品表示の適正化を掲げている。

また、農業生産面では、「担い手による需要に即した生産の推進」として、地域の担い手の認定農業者への誘導、集落営農の組織化・法人化、担い手経営安定対策の加入促進に取組むほか、「食品産業と農業の連携の強化」や「効率的な農地利用の推進」への取組を強化するとしている。